

広島県告示第四百六十九号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第十二条第四項の規定によつて、海岸保全区域内に放置されていた工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、同法同条第五項の規定によつて保管した。

平成二十九年九月四日

農林水産省所管海岸管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量
オーブンボート 二隻

二 当該工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

福山市沼隈町大字草深字新涯二七八七番地先 平成二十九年八月一日 午前九時

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

保管を始めた日時

平成二十九年八月一日 午前十時

保管の場所

福山市箕沖町一一番（広島県港湾施設用地内）

四 当該工作物等の所有者等の行うべき措置

当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、広島県東部農林水産事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

五 撤去等に要した費用の負担者

当該工作物等の撤去、清掃、保管、売却、処分、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

六 問合せ先

広島県福山市三吉町一丁目一番一号

広島県東部農林水産事務所農村整備課

電話（〇八四）九二一―一三二一（内線二五五一）